

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料第三開発室）の使用施設等の使用前確認に関する面談

2. 日時：令和4年4月19日 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

宮本原子力規制制度研究官、早川上席原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課長他6名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和4年4月6日付け令04原機（P）001をもって申請があった核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室（使用施設）の「集合体ホルダ固定架台の設置」に係る使用前確認申請書（以下「確認申請書」という。）に基づき、使用前検査の検査項目、検査スケジュール等について説明を受けた。

○原子力規制庁から、以下の事項を伝えた。

・使用前確認申請書に対し、以下の内容を反映したうえで、その変更の内容を説明する書類を提出すること。

✓ 集合体ホルダ固定架台は、変更許可上、搬送設備に属する設備であり、既設許可の制御機能等を含め、運用として、搬送設備全体で扱える燃料集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体（以下「燃料集合体等」という。）は1体に制限されているため、当該架台の設置に伴う複数ユニットの臨界評価は、既許可から変更がないこと。

✓ 当該固定架台が設置される室周辺の管理区域境界において、線量が最大となる場所は、既許可で評価されており、当該架台を当該室の任意の場所に設置したとしても、当該評価に影響を与えないこと。

✓ 燃料集合体等に関して、搬送経路及び1体に制限するエリアを図示すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

配布資料等なし

以上